

令和5年度 原村子ども・子育て会議 次第

日時 令和6年1月17日(水)午後7時～

場所 原村中央公民館 講堂

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 協議事項
  - (1) 会長・副会長選出
  - (2) 第2期原村子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告 資料1
  - (3) 第2期原村子ども・子育て支援事業計画の計画変更について資料2
  - (4) 八ヶ岳風の子保育園の定員年齢区分の変更について 資料3
  - (5) 第3期原村子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査及び計画策定について
- 6 その他
- 7 閉 会

## 第2期

# 原村子ども・子育て支援事業計画

みんなで輪を持ち

子育て・子育て支援のむら

原 村



令和2年3月

原 村・原村教育委員会

## 事業の担当係

保健福祉課 健康づくり係	
保健福祉課 医療給付係	
保健福祉課 福祉係	
子ども課 教育総務係	
子ども課 子育て支援係	
子ども課 保育園	
生涯学習課 生涯学習係	
生涯学習課 スポーツ係	
生涯学習課 図書館	
その他	

## 計画の振り返り

### (1) 教育・保育、地域子育て支援事業における「ニーズ量」と確保状況

前計画では、「基本目標1 子ども・子育て支援サービスを充実します」として、教育・保育、地域子育て支援事業のニーズ量とその確保方策について整理し、同計画に基づき教育・保育、地域子育て支援事業を展開してきました。

前計画期間中のニーズ量（実績値）と確保状況は以下のとおりです。

		単 位	数 値 区 分	ニーズ量と確保状況（各年度）					
				平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)
教育・ 保育	教育ニーズ (1号認定+2号認定教育ニ ーズ)		ニーズ量	17	14	25	25	28	21
			確保量	17	14	25	25	28	21
			差	0	0	0	0	0	0
	2号認定保育ニーズ		ニーズ量	160	160	168	168	164	161
			確保量	160	160	168	168	164	161
			差	0	0	0	0	0	0
	3号認 定	0歳	ニーズ量	9	7	7	7	9	9
			確保量	9	7	7	7	9	9
			差	0	0	0	0	0	0
		1、2歳	ニーズ量	35	42	42	42	35	44
			確保量	35	42	42	42	35	44
			差	0	0	0	0	0	0
		小計	ニーズ量	44	49	49	49	44	53
			確保量	44	49	49	49	44	53
			差	0	0	0	0	0	0

※私立認可外保育園（八ヶ岳風の子保育園）令和4年度実績

入所 8人（令和5年3月）

一時保育 延べ97人

		単位	数値区分	ニーズ量と確保状況（各年度）					
				平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)
放課後児童健全 育成事業	学童クラブ 低学年	人	ニーズ量	42	49	49	49	41	48
	学童クラブ 高学年		ニーズ量	13	19	21	12	19	10
	計画値		確保量	55	68	70	61	60	58
	計		差	0	0	0	0	0	0
時間外保育事業		人	ニーズ量	39	34	38	86	79	79
			確保量	40	40	40	86	79	79
			差	1	6	2	0	0	0
一時預かり事業 (在園児対象型)	1号・2号認定による 利用(令和2年度ニー ズは2号のみ)	人	ニーズ量	842	915	746	171	244	125
			確保量	842	915	746	513	400	125
			差	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業（在園児対象型を除く）、 子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）、 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		人	ニーズ量	135	330	737	698	622	591
			確保量	135	330	737	698	622	591
			差	0	0	0	0	0	0
病児・病後児保育事業 (病後児対応型・体調不良児対応型)		人/日	ニーズ量	43	46	31	25	59	55
			確保量	43	46	31	25	59	55
			差	0	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業 (ねこの手サービスの内子育て支援分)		人	ニーズ量	11	48	30	5	1	0
			確保量	11	48	30	5	1	0
			差	0	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		人	ニーズ量	0	0	0	0	0	0
			確保量	0	0	0	0	0	0
			差	0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人/日	ニーズ量	16	12	11	14	19	14
			確保量	16	12	11	14	19	14
			差	0	0	0	0	0	0
利用者支援事業		か所	ニーズ量	1	1	1	1	1	1
			確保量	1	1	1	1	1	1
			差	0	0	0	0	0	0
養護学校学童クラブ事業 (養護学校児童生徒)		人	ニーズ量	1	2	1	1	1	1
			確保量	1	2	1	1	1	1
			差	0	0	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業		人	ニーズ量	61	50	44	50	43	36
			確保量	61	50	44	50	43	36
			差	0	0	0	0	0	0
養育支援訪問事業 (村単独事業)		人	ニーズ量	8	4	3	1	0	1
			確保量	8	4	3	1	0	1
			差	0	0	0	0	0	0
妊婦健康診査		人	ニーズ量	59	38	44	39	41	50
			確保量	59	38	44	39	41	50
			差	0	0	0	0	0	0

## 第5章 各種施策の展開

### 基本目標1 子どもの健やかな成長を支えます

生まれてくる子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは重要な課題です。

母子保健サービスを通じて子どもの発達の確認や、疾病の早期発見を行うとともに、育児相談や仲間同士の交流の場の提供など子育て支援も合わせて行っています。乳幼児健診の受診率はほぼ100%と高くなっています。

安心して妊娠、出産を迎え、安心して子育てができるようにするためには、妊娠期からの継続的な支援が重要であることから、出産・子育ての不安解消に役立つサービスの充実や、かかりつけ医の推進、急病時対応の医療機関の情報提供などの充実が必要です。

また、心身ともにバランスのとれた健やかな子どもを育成するためには、乳幼児期から健全な生活習慣を確立することが大切であり、健康診査や健康相談などによるチェック体制と適切なアドバイスも重要であることから、「食」を通じた健康づくりや思春期における心と体の健康づくりとともに、継続して実施していくことが必要です。

#### (1) 妊娠出産における安心の確保と支援

健やかな妊娠生活を送り、安心して出産を迎えられるように、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、役立つ情報の提供などを行うとともに、これからの子育てに向けて親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠、出産及び育児に関する情報を提供します。	継続	交付件数 39 件
妊婦一般健康診査	妊娠中の健康状態と胎児の成育状態を確認するため、妊婦一般健康診査受診票を交付し、基本健診、追加検査（超音波検査等）を公費負担します。	継続	交付件数 50 件 (対象者 50 人)
母親学級	妊娠前期と妊娠後期のコースで妊婦とその夫を対象に、出産準備教室として正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場を提供します。	継続	参加者数 前期コース 13 組 後期コース 7 組
妊産婦訪問	ハイリスク妊婦や産婦に対して訪問を実施します。	継続	妊婦 0 人 産婦 36 人 (あかちゃん訪問時)

事業名	事業概要	方向性	現状
不妊治療への支援	不妊治療を受けた方に対して治療費の一部を助成します。	継続	助成者数 0 人
不育症治療費助成	安心して出産できる環境を整えるとともに、少子化対策の充実を図るために助成を行います。	平成 30 年度より	助成件数 0 件
産後ケア事業	<p>出産後の育児に対する不安を軽減し、出産後の母体を保護し、母子の健康保持と子育ての充実を図る目的に助成を行います。</p> <p>【宿泊型】 出産の日から 4 月未満の期間内で、日数は 7 日以内。金額は 1 日当たり上限 18,000 円を助成します。</p> <p>【通所型】 出産の日から 4 月未満の期間内で、日数は 7 日以内。金額は 1 日当たり上限 7,000 円を助成します。</p> <p>【助成券】 出産の日から 1 年 6 か月 0 日以内に利用できる利用券を 3 枚発行しています。</p>	宿泊型・ 通所型： 令和 2 年 度より 助成券： 平成 29 年度より	宿泊型 利用者 4 人 利用日数 9 日 通所型 1 人 利用者 2 日 【助成券】 利用者 35 人 延べ利用件数 55 件
産婦健康診査事業	産後うつ予防など産後の切れ目のない子育て支援を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月など出産間もない時期に産婦に対する健康診査を公費負担します。	平成 31 年度より	延べ利用件数 76 件

## (2) 子どもの成長と発達への支援

子どもの健やかな成長と親の子育て不安に対する支援として、子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。あわせて、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などに努めます。そして、各種事業を通じて親子同士の交流や仲間づくりを促進します。

(現状：令和 4 年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
あかちゃん（新生児）訪問	新生児・乳児と保護者を対象に、保健師と家庭児童相談員が自宅に訪問し、発育や育児等の相談に応じます。	継続	延べ訪問件数 36 件
1 歳児訪問	満 1 歳児と保護者を対象に、民生委員児童委員が自宅に訪問します。	継続	訪問件数 45 件
2 歳児訪問	満 2 歳児と保護者を対象に、保健師が自宅に訪問し、育児等の相談に応じます。	継続	訪問件数 48 件
乳児健診	4・7・10 か月の乳児に対して小児科診察、栄養相談、育児相談を実施します。	継続	受診率 4 か月 100% 7 か月 100% 10 か月 100%
乳児一般健康診査	乳児一般健康診査受診票を交付し、1 回を公費で負担します。	継続	利用件数 28 件

事業名	事業概要	方向性	現状
乳児股関節脱臼検診	3～5か月児に対して、整形外科診察を実施します。	継続	受診率 86.4%
幼児健診	1歳6か月と3歳児を対象に身体測定、内科健診、歯科検診、栄養相談、育児相談を実施します。	継続	受診率 1歳6か月 96.4% 3歳児 94.0%
歯科検診	2歳と2歳6か月児を対象に歯科検診、栄養相談、育児相談を実施します。	継続	コロナ感染拡大状況により一部中止。
母乳学級	母乳で育児をしている方を対象に助産師による母乳育児に関する相談を行います。	継続	開催回数 年12回 延べ参加者数 36人
育児相談	乳幼児の保護者を対象に発育、発達、栄養や食事、子育てに関する相談を行います。	継続	開催回数 年12回 延べ参加者数 83人
2か月児相談	2か月児と保護者を対象に身体計測、母乳相談、予防接種等の説明を行います。	継続	開催回数 年12回 延べ参加者数 39人
離乳食教室	乳児の保護者を対象に調理実習や離乳食に関する相談を行います。	継続	延べ参加者数 25人
むし歯予防教室	2歳児歯科検診受診者と未就学児を対象に歯科衛生士による歯科相談を実施します。	継続	延べ参加者数 17人
3歳児のびのび教室	3歳になるお子さんとその保護者を対象に少人数での課題遊びや情報交換等を行います。	継続	延べ参加者数 28組
予防接種	感染症の予防を図るため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施するとともに、予防接種促進のための啓発を行います。	継続	被接種者数（延） B型肝炎 124 ヒブ 160 ロタ 79 小児肺炎球菌 158 四種混合 163 二種混合 65 BCG 42 麻しん風しん 97 水痘 83 日本脳炎 395 子宮頸がん 98
児童のことばの相談	吃音や不明瞭な発音、ことばの理解等が心配な未就学児を対象に言語相談員による相談等を実施します。	継続	開催回数 年58回 (延べ135人)
子育てハンドブックの作成・配布	子育て中の親が必要とする公共施設や相談、各種事業などをとりまとめた冊子を作成し、配布します。	継続	R5.3月に改訂版を作成・配布
原村誕生会	お子さんの健やかな成長を願い、ファーストブックと記念品の贈呈、記念撮影を行います。	継続	開催回数 前期1回 後期1回



### (3) 小児医療体制の推進

子どもの病気や事故に迅速かつ適切に対応するため、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医の推進を図ります。諏訪地区小児夜間急病センターの利用を促進し、小児救急医療体制の充実を推進していきます。

また、子育て家庭の医療費負担を軽減するために、可能な限り現行の範囲（ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く）を対象に福祉医療制度を継続するとともに、制度の周知と利用の促進を図ります。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
かかりつけ医の推進	新生児訪問時に、保健師が身近に予防接種など相談できる小児医療機関の情報提供を行います。	継続	あかちゃん（新生児）訪問時に実施
医療に関する情報提供	医療機関の情報を収集し、情報提供の機会の拡充を図ります。特に、夜間・休日当番医の情報を提供します。	拡充	役場宿日直 ホームページ 広報「はら」 原消防署
子ども医療費特別給付金	満18歳の学年末までの児童を対象に医療保険により支払った自己負担額を支給します。 平成30年8月から受給者証による現物給付化が始まりました。	継続	対象年齢 満18歳の学年末まで 所得制限 なし 26,379千円 (県・村含む)

#### (4)「食」を通じた健康づくりの推進

乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、「食」を通じて豊かな人間形成を育むとともに、妊婦や子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
乳幼児健診・育児相談を通じた情報提供、栄養指導	(再掲) 52 ページ  基本目標 1 の(2)参照		
保育所、学校における情報提供	園だよりや給食だより、献立表を通じて、保護者に対する栄養指導や「食」に関する情報提供をします。また、給食の試食会を実施します。	継続	園だより・給食だより・各 年 12 回 給食試食会 0 回 参加保育に参加した保護者に給食提供  給食だより 小学校 年 12 回 中学校 年 14 回
特色のある自校(園)給食	栄養バランスのとれた食生活を送り健康な心身の成長を推進するため、保育所、学校において関係団体と連携し地元食材を活用した郷土食など、創意工夫をした献立で食欲をそそるような給食を提供します。また、アレルギー対策を講じ、安心安全でおいしい給食を提供します。	継続	保育所や小・中学校において地元食材を活用した給食、アレルギー対策を実施

## (5) 思春期における健やかな心身の育成

さまざまな社会的影響を受けやすい思春期の心とからだの健康づくりに向けて、専門相談員の確保による相談体制の充実を図り、問題解決に向けての取組みを強化します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
児童生徒・家庭・教育相談	18歳未満のお子さんについて、学校生活や、虐待、家庭でのこと等、悩んでいることや心配なことについてのご相談に応じます。直接顔をあわせて（来館・訪問）の相談はもちろん、電話やメール等にて、家庭児童相談員や家庭教育相談員、教育指導主事が対応します。 併せて、お子さんに対して相談窓口についての告知を行います。	継続	相談・訪問件数 1,122 件
教育相談	青少年や保護者の教育上の悩みや、課題を取り除くための相談を実施します。気軽に相談しやすい環境を整え、窓口の明確化と関係機関のネットワークの充実を図ります。	継続	教育委員会や保小中学校で随時相談受付
不登校児童・生徒支援事業	不登校児童・生徒の思いや願いに寄り添い関係職員による家庭訪問や相談活動等により、社会的自立の力を育むことを目指します。 原中学校中間教室に加え令和元年度からは原村中間教室を開設しました。これらと民間団体(フリースクール)等との連携により、児童・生徒の学びの場を保障すると共にその充実を図ります。	継続	中学校・教育委員会子ども課の2か所で中間教室実施
心や体の相談窓口	原中学校と連携し、子どもの SOS の出し方の周知に努めます。 児童のみならずその保護者も対象とした相談窓口を設置し、住民の心の健康を推進します。	継続	保健センターに設置し、実施

## 基本目標2 「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを応援します

---

近年、核家族化など家族形態や生活様式の変化にともない、子どもたちが世代を越えて生きる知恵を学ぶことが難しくなっています。

また外遊びの減少などにより遊びを通して体験しながら自ら工夫・創造することを学ぶ機会が少なくなっています。

一方でこれからますます変化を遂げていく社会の中で、子どもたちが自発的に生きていくためには、自分で課題を見つけ、自ら学び、自らが考え、主体的に判断し解決する力、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などが求められています。

豊かな自然環境という原村の持つ素晴らしい財産を生かし、自然と触れ合いながら行う体験学習を通して自由な発想力や自主性を育み、生きる力を養います。

また地域の方々との連携を図りながら地元の産業や地域の魅力などについて学び、ふるさとに誇りと愛着を持てる子どもの心を育みます。

そしてこれから親となる世代が子育てや家庭の大切さについて理解を深め、将来子どもを生み育てたいと思えるように啓発や学習の機会を提供します。

## (1)「生きる力」を育む教育の推進

総合的な学習や地域での体験的な学習、人権や福祉教育などの心の教育を通じて、健やかな心とからだを育む学習の場を充実します。また、主体的に活動できる環境を提供し、自由な発想力や自主性を育み、生きる力を育みます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
総合的な学習の時間の充実	学校における総合的な学習の時間などで、地域の人材や素材を活用しながら子どもの主体性やさまざまな課題を解決する力を育成します。	継続	学年やクラスごとにテーマを設けて実施
体験的な学習の充実	地元の方々の協力を得て地域の食文化、伝統文化、産業、自然などについて体験しながら学ぶことで自由な発想力や自ら考え行動する力を養います。	継続	ジュニア教室 開催回数 年 11 回
地域での子育て推進	地区子ども会活動を通じて体験活動や異年齢の交流を図り、地域の行事などから伝統文化のよさや大切さを体験する機会の充実を図ります。また、自然体験などを通じて創造力を伸ばし、地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。	継続	地区子ども会 11 団体 開催回数 年 20 回
人権教育の充実	児童生徒の発達段階に応じて、人との交わりから思いやりや助け合いの心を育て、お互いの良さを認め合う心を育てる教育を推進します。	継続	授業の時間のみならず、日常生活の中での機会を通じて人権教育を推進
福祉教育支援	社会福祉協議会への委託により、小学校・中学校において高齢者・障がい者理解のための専門職を講師に招き、学習の機会を提供しています。	継続	中学校 1 回計画したが、感染症の流行を鑑み中止
ボランティア体験 (サマーチャレンジ)	社会福祉協議会への委託により、ボランティアの正しい理解と関心を深める目的で7月から9月の夏休みに施設や団体の協力を得て、対象の小学生以上がボランティア体験しています。	継続	受入先 10 施設、14 団体 参加者 13 人（感染症の影響で受入れ中止有）

## (2) 次代の親づくりの推進

これから親となる世代が将来子どもを生み育てたいと思えるように、子育てや家庭の大切さについて理解を深めるための教育や啓発を行うとともに、乳幼児とのふれあいや交流を促進する機会の充実を図ります。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
思春期体験学習事業	中学生による総合学習や職業体験の機会を活用し、園児との交流や保育体験を通じて乳幼児に接する機会の充実を図るとともに、命の尊さや子どもの大切さを学ぶ機会を提供します。	継続	2月に家庭科の授業で実施

## (3) 郷土を愛する心の育成

地元の方々を講師に迎え、地元の産業や伝統文化、豊かな自然環境など地域の魅力について体験を通じて学ぶことで、ふるさとに誇りと愛着を持ち自己肯定感を高め、将来地域のために活躍できる子どもを育てます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
郷土愛を育む学習(原村学)の推進	豊かな自然環境や伝統文化、地域の産業など原村の魅力について地元の方々の協力を得ながら体験的に学び、郷土に対する愛着と誇りを醸成します。	継続	学年やクラスごとにテーマを設けて実施
体験的な学習の充実	ジュニア教室では地元の方を講師に迎え、自然体験や農業体験、地元の食などについて学ぶことでふるさとの良さを理解し、郷土愛を深めます。	継続	ジュニア教室 開催回数 年11回
地域での子育て推進	地区子ども会活動を通じて体験活動や異年齢の交流を図り、地域の行事などから伝統文化のよさや大切さを体験する機会の充実を図ります。また、自然体験などを通じて創造力を伸ばし、地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。	継続	地区子ども会 11団体 開催回数 年20回
地区連携による集い場	社会福祉協議会への委託により、子どもから高齢者まで世代を超えた交流の場を、地区民生児童委員や区長、地域ボランティア等の協力で、学習・食事・遊び等の集いを、各地区の状況により連携して開催します。	継続	「おいでなし て原宿」「柳 沢区 夏のラジ オ体操」「や つかねあんぜ

			んウォーク」
--	--	--	--------

#### (4) 非行や児童虐待防止に向けた取組みの推進

子どもの命や人権が尊重されるように、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発を行います。また、虐待に対する予防から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的かつ効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の開催により、一層取組みます。

また、地域のボランティアとの連携により非行や犯罪防止を図ります。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
原村要保護児童対策地域協議会	児童虐待や非行に関する諸問題について、福祉、教育、医療、地域、警察等関係機関の連携体制を構築し、情報共有、支援方法の協議、支援のための連携調整及び啓発活動を実施し、早期発見や迅速な対応を図ります。	継続	個別ケース会議 随時開催 31回 実務者会議 定例会年4回 代表者会議 定例会年1回
地域での非行防止	保護司・更生保護女性会により、犯罪や非行のない明るい地域社会実現に寄与いただいています。	継続	社会を明るくする運動

### 基本目標3 多様なニーズに応じた子育て支援を進めます

---

少子化や核家族化が進み、子育て家庭においては地域とのつながりが弱まる傾向にあることから、本村においても、社会から孤立した中で子育てが行われることが予想されます。

そうした状況の中で、子育ての情報を「インターネット」や「SNS」などから入手する人が増えています。しかし、こうした情報は信頼性に欠ける場合も多く、安心を得るはずの情報がかえって親の混乱や不安を招くケースもあります。親が安心して子育てができるように気軽に相談できる機会を頻繁に持ち、その際適切な情報を提供して行きます。その相談機会の情報を入手しやすいようにすることが大切です。

また、本村では保育所の利用が多くなっていますが、保育所に限らず多様なサービスを希望する声があがっています。

こうした状況から、“子ども・子育て支援センター”設置により、身近な場所で気軽に立ち寄り相談し、親子や親同士が集い、育児疲れのリフレッシュができるように、地域における子育て支援サービスを充実して行くとともに、働く親等が利用しやすいように、多様なニーズに対応できるサービスを提供していくことが重要です。



## (1) 子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者のさまざまな悩みや負担の解消ができるように、家庭児童相談員・家庭教育相談員・教育指導主事の3名体制で、身近なことから専門的な内容まで幅広い相談に対応するとともに、身近な場所で親子同士の交流や情報交換ができる場の充実を、一層図っていきます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
子ども・子育て支援センター事業	総合的な子育て支援の拠点施設として建築計画を進め、オープン後は子育てに関する情報提供、相談、育児支援、学習会、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。	継続	子ども・子育て支援センター施設整備
子育てサロン事業	主に0～3歳の児童と保護者が気軽に交流や情報交換ができ、子育ての相談にも対応できる場の提供をします。	継続	毎週火・木・金曜日の図書館開館日に開催 開催日数 121日 利用者 1,706人
児童生徒・家庭・教育相談	各年齢に応じた相談員を配置し、切れ目のない支援体制を充実させます。 家庭児童相談員：1名 家庭教育相談員：1名(令和元年度から) 教育指導主事：1名(平成30年度から)	継続	電話 374件 面談 324件 訪問 116件 検診等 81件 メール 39件 その他 188件 合計 1,122件
保育所・幼稚園での地域子育て支援事業	保育所及び幼稚園で、保護者間の交流ができる機会の充実を図ります。	継続	公立保育所 1ヶ所 交流サロン等 1回開催 私立幼稚園 1ヶ所 つぼみの会等
幼稚園教育の充実	幼稚園教育の基本に基づき、健康かつ安全で幸福な生活を送るための基本的生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培い、人への愛情や信頼感を育む教育を推進します。	継続	年齢満3～5歳の就学前の幼児期の教育機関 満3歳の年度当初からの入園を実施

## (2) 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育て支援サービスが身近で利用しやすいものとなるよう、子育て支援情報の一元化や総合的な拠点づくりを進めるとともに、子育て支援に取り組む関係機関相互の連携を深めるためのネットワークづくりを推進し、効果的なサービスの提供に努めます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
子育て支援ネットワーク	地域における子育て支援のため、子育てに関する関係機関や各種団体の連携を深めるネットワークを構築し、子育て支援事業の自主的な推進を図ります。また、子育てボランティアの養成をするなど、村内の支援体制の整備を図ります。	継続	子ども子育て支援センター供用開始に向け検討

## (3) 保育サービス・放課後児童対策の充実

保育サービス等への新たなニーズを踏まえ、保育所における一時保育や幼稚園における預かり保育の実施、児童クラブ（学童保育）の拡充など、利用しやすいサービスの提供を図ります。また、保育サービス等の質の確保・向上を図るため、サービスの情報提供や評価、指導者の質の向上に向けた取組みを進めます。

また、保護者の病気や緊急時、子育てのリフレッシュ時など、家庭の子育てを総合的に支援します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
通常保育事業	保育の必要性の認定を受けた乳幼児を中心に保育所で預かります。また、保護者からの申請に基づき広域保育も実施します。	継続	公立 1園 定員 240人 私立認可外 1園 定員 19人
	通常保育のうち、0～2歳児の未満児保育を実施します。	継続	月～土曜日 8:00～19:00
短時間保育認定者の延長保育事業	短時間保育（8時間：午前8時から午後4時）を超えて3時間延長（午後7時まで）して保育を実施します。	継続	公立 1園 延利用者 180人
	通常保育時間前の30分間の保育を実施します。	継続	公立 1園 延利用者 368人
一時保育事業	保護者の都合により一時的に家庭で保育できない乳幼児を保育所で1日または半日単位で保育します。	継続	公立 1園 延利用者 591人

事業名	事業概要	方向性	現状
障がい児保育事業	障がいのある子どもの地域生活を支援するために、集団保育を通じて発達の促進と家庭への支援を行います。 巡回相談等を利用し療育支援や相談を行っています。	継続	公立 1 園 巡回相談利用者 21 名 年長、年中 各年 3 回 小集団保育 年長、年中児を 対象「できる」 を増やし自信を つけていく。 (医療センター 坂本先生の指導 1 回)
病児保育事業	体調不良児童に対し、医師の診断の上、通常保育時間まで保育所で保育を行い、就労家庭の支援を行います。 また、保育中に与薬が必要な児童に、保護者に代わり与薬を行います。 さらに、専属の看護師が応急処置や予防等を行います。また、地元医師会等に協力を仰ぎ、病後保育についても実施できる方向で検討します。	継続	公立 1 園 (病後児保育) 申込児童数 17 人 延利用者 36 人 予約登録 27 人 与薬 延 140 人 (体調不良児対応型) 応急処数等 延 785 人
保育サービスに関する質の向上	より多様かつ質の高いサービスの提供に向けて、原村保育園では、保育士研修を実施するとともに、利用者の要望・苦情等に係る窓口を設置します。	継続	公立 1 園 わんわんポスト 職員室対応
学童クラブ事業	保護者等の就業による放課後の児童の保護と健全育成を図るための生活の場を提供し、仲間づくりや生活指導を行います。 さらに、支援を必要とするお子さんの受け入れも行っています。	継続	学校登校日 公営 1 ヶ所 定員 70 人 登録者 58 人
		継続	学校休業日 公営 1 ヶ所 定員 70 人 登録者 93 人
子育て支援短期入所事業	保護者の方が病気・出産・介護・冠婚葬祭などの理由で、宿泊を伴う託児先が必要になったとき、親族等の支援が得られない場合に、村が委託した福祉施設でお子さんをお預かりします。	継続	利用者なし

## 基本目標4 みんなが子育てにかかわる村をめざします

---

昔は、地域の人々のつながりが密接であったため、家庭、地域、学校などさまざまな場面で多くの大人がかかわり、子どもを育ててきました。他の自治体から比べれば、地域の人々のつながりは保たれていますが、価値観の変化や個人情報の問題等の影響により、近年は地域関係が希薄化傾向にあり、地域での助け合いや見守り機能が低下している状況がうかがえます。

このような子育てを取り巻く環境の変化は、子育てに不安をもつ保護者や新たな支援を求め保護者を増加させており、子育て支援に対するニーズは多様化かつ増大し、行政サービスだけでは子育て家庭のニーズに十分対応していくことが困難になっています。

本村では、子育ての経験者のある中高年層や高齢者も多いことから、こうした住民の協力を得て、昔のような温かい人間関係による助け合いや見守り機能を回復させて行くことが重要です。

子どもは「地域の宝」という認識をもち、住民全体で子育てを支えていくことの重要性についての理解を深めていくとともに、住民の協力による子育て支援サービスや地域での見守り活動など、行政サービスを補完する地域での子育て支援や、住民との協働による子育て支援の取組みを充実させて行くことが必要です。

本来、家事や子育てなどの家庭生活の責任は、家族を構成する者全員で担うことが大切です。実際、女性の社会進出が進んでおり、男女がともに社会活動を担いつつ、子育てと家事を行う環境づくりが重要となっています。

近年では、男性が子育てをする姿は確実に増えていますが、男性の子育てへの参加は十分とは言えない状況です。依然として子育ての役割は女性に委ねられているケースが多いと推測され、家事や仕事などを含めると、女性は二重、三重の負担を抱えていることが考えられます。子育てをはじめとする家庭における女性のさまざまな負担を軽減するためにも、男性が本来果すべき役割を担うことが大切です。

また、男性の子育てのかかわりが希薄である背景として、仕事優先の働き方が指摘されています。実際に、男性の育児休業の取得率は極めて低く、さらに社会経済が低迷する中で、長時間労働や休日労働など以前に増して働く環境が厳しい状況にあり、子どもとふれあう時間がとりにくい状況もみられます。子育て家庭においても共働き家庭が増えるなかで、男女ともに子育てと両立できる働き方が重要であることから、保護者の働き方の見直しとともに、子育てに理解のある職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進することが必要です。

## (1) 親の子育て力の向上

親の子育て力を高めるために、保育園や幼稚園、学校、中央公民館において必要に応じて家庭教育に関する支援や啓発を行うとともに、保護者の集まる機会を利用して発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。また、幼少期からの家庭における親子のふれあいの充実を推進します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
子育てに関する学習機会の充実	社会教育の中で家庭教育として行われている「子育て広場あひるクラブ」、就学前の子どもを持つ保護者を対象とした「子育て塾」や講演会の開催の充実を図ります。 2歳児保護者を対象「わくわくの日」子どもとのかかわり方やほめ方を学びます。1回2時間×2日 3コース	継続	あひるクラブ 開催回数年12回
			子育て塾 開催回数年1回
			わくわくの日 15/16名利用
参加保育	三歳以上児の保護者が子どもと一緒に遊び、子どもとの関わり方を学びます。 保育士体験をしながら保育園の生活を知ることができます。お父さんの参加36名	継続	参加保育年10回 各家庭1名1回は参加 137/153
親子のふれあいの推進	家庭での絵本の読み聞かせ等により、幼少期からの親子のふれあいを充実させることで、子どもの心の健やかな成長を図ります。	継続	ファーストブック事業（6ヶ月～1歳対象の村誕生会の記念品として絵本を贈呈）
			セカンドブック事業（3歳児へ絵本の贈呈）
家庭教育支援事業の充実	中央公民館による保育所、小・中学校PTAの家庭教育講演会の講師派遣や情報提供を行い、サポート体制の充実を図ります。また、テーマに沿った家庭教育の啓発事業や関係機関との連携を通じて、家庭教育の充実を図ります。	継続	講師派遣

## (2) 子育てへの関心の喚起と理解の推進

住民全体で子育てを見守り支えていけるように、子どもの大切さや子育ての重要性についての理解を深めるための意識啓発を進めます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
住民への子育て意識の啓発	少子化による将来への懸念や社会全体での子育て支援の取組みの必要性について、理解や認識が深められるようあらゆる機会を通じて住民に対する広報・啓発を進めます。	継続	P T A や地区子ども会育成会などの活動を通じて実施
住民と子どもの日常的なふれあいの推進	小・中学校におけるあいさつ運動等の実施により、住民と子どもの日常的なふれあいを推進します。	継続	小・中学校におけるあいさつ運動の推進
ふれあい保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の老人クラブの方とジャガイモの植え付け収穫、カレー会を行っています。</li> <li>・農業実践大学の生徒とサツマイモの苗植え、収穫、やきいも会を行っています。</li> <li>・更生保護女性会の方と入園後 1 週間年少クラスにてふれあいをしています。</li> </ul>	継続	更生保護女性部の方とのふれあい保育は感染防止のため中止。老人クラブ・農業実践大学の生徒とのふれあいは、外での活動のみ実施

## (3) 住民と協働による子育て支援の取組み

子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向けて、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、住民と協働による子育て支援の取組みを推進し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
ファミリー・サポート・センター事業	育児に関するサービスを受けたい人と行いたい人が会員となり、お互いに助け合う会員組織で、相互援助活動を行えるよう支援します。また、子育て支援センターの設置を計画し事業がスムーズに推進できるよう検討します。	継続	ねこの手サービスの活用 登録0人 利用回数0件

	令和4年度から、ねこの手サービスでの子育て支援終了		件
子育てボランティアの育成・支援	社会福祉協議会と連携して、子育てを含むボランティアの育成・支援を行います。	継 続	社会福祉協議会への委託事業として実施
里親推進	里親の理解と、里親登録推進を図ります。	継 続	HP 等で広報

#### (4) 男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの参加を積極的に促進するため、男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を進めます。また、男性が子育ての知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実し、男性が参加しやすい事業の実施に努めます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
母親学級	(再掲) 50ページ 基本目標1の(1)参照		
男女共同参画意識の普及	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及を図ります。	継 続	男女共同参画推進
男性が参加しやすいイベントの開催	「公民館講座」や「原村保育園の参加保育」を利用して、男性が参加しやすいイベントを開催し、男性の子育てへの参加促進を図ります。	継 続	乳児の健診や予防接種等には参加が見えるものの行事への参加は少ないのが現状

#### (5) 働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進

男女ともに職業生活と家庭生活のバランスのとれた働き方ができるように、労働者に対して労働関係法の周知や啓発、再就職などの就業支援を行います。また、子育てしやすい職場づくりを促進するため、企業に対して理解と協力を求める啓発をします。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
仕事と家庭の両立のための広報・啓発・情報提供	労働関係法、育児休業法、など各種法制度の広報・啓発や、育児休業の取得促進、働き方の見直しについての意識啓発を進めます。	継 続	男性の育児休暇について、周知や推進はしているが、

			限られた人員・人材の中では短期間（数日）の取得が現状。
--	--	--	-----------------------------



## 基本目標5 子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします

---

子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、子どもがのびのびと活動できる環境づくりやすべての子育て家庭が安心して暮らせる生活環境づくりが必要です。

子どもの遊び方や過ごし方は、塾や習い事等によるゆとりの時間の減少、テレビゲームやインターネットなどの間接的な遊びの増加などにより大きく変化しています。このまま少子化傾向が続くと、ますます子ども同士のふれあいも減少してしまうことが予想されるため、直接的な体験や遊びを通して培われるべき社会性や協調性、豊かな表現力や想像力などが十分養われないなど、子どもの成長に与える影響が懸念されます。

子どもの心身の成長において、日常的な遊び場や体験活動は必要不可欠です。身近な地域において親子や子ども同士がふれあい、さまざまな体験ができる保護者と子どもの居場所作りを推進していくことが重要です。

また、ニーズ調査の結果によると、子育て環境をよくしていくために重要な事項として、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」に関して半数以上の方が課題としてあげており、子育て家庭が、生活しやすいように、子どもが安全に移動できる環境を整備していくことも大切です。

そして、すべての子育て家庭が安心して暮らしていけるように、ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭、在留外国人家庭への支援も重要となっています。

さらに、子育てにおける経済的な負担を感じる声が以前から多いことから、子育て家庭への経済的な支援も必要となっています。

## (1) 保護者と子どもの居場所づくりの推進

地域の身近な保育園や幼稚園をはじめ、図書館、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。また、地域や学校との連携を図り、子どもが主体的に活動できる地域活動を推進します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
こども・子育て支援センター事業	(再掲) 61ページ 基本目標3の(1)参照	継続	
子育てサロン事業	(再掲) 61ページ 基本目標3の(1)参照	継続	毎週火・木・金曜日の図書館開館日に開催
放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもの安全・安心な活動場所を設け、遊びや勉強、スポーツなどを楽しみながら有意義に過ごせる居場所を提供します。	継続	公営1ヶ所 登録者数224人 R5年度以降の在り方について検討
図書館事業	子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境を充実させるため、児童書と青少年向け図書の充実を図ります。あわせておたのしみ会やおはなし会などを開催し、親子と一緒に本に親しみながら触れ合える空間を提供します。	継続	予算の範囲内で計画的に購入 お楽しみ会7回 おはなし会等11回 園児への読み聞かせ13回
社会体育事業	社会体育館をはじめとする村内スポーツ施設で子どもたちも利用しやすい施設の充実や、少年スポーツ教室、社会体育館の無料開放の充実を図り、子どもから大人までが楽しみながら体力づくりや交流ができる場所を提供します。	継続	少年スポーツ教室25回 ファミリースポーツデー(毎月第二土曜日)
公民館地区館・分館の活用	各地域で行われる行事や地区子ども会活動の拠点施設としての活用を図り、親子の触れ合いや地域住民の交流を促進します。	継続	地区館・分館事業 年6回
集いの場「おいでなして原宿」の活用	社会福祉協議会へ委託し、子ども服交換会やお話し会等を行い、親子が気軽に集まれる場所とします。また、高齢者等との触れ合いの場としても活用できるよう工夫していきます。	新規	子供服交換会を開催 併せて食糧支援

## (2) 子どもの安全の確保とやさしい環境づくり

子育て家庭の豊かな生活環境づくりに向けて、道路や公共施設における子育てバリアフリーを推進します。また、子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図るとともに、子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化のための取組みを推進します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
安全な道路環境の整備	子どもが安心して移動できるよう、道路環境の整備を促進します。また、道路整備にあたっては、子どもの視点を大切にします。	継続	子ども達も参加して子ども達の目線による歩道の安全確認を行う
交通安全教室	子どもの交通安全意識を高めるために、保育所、幼稚園、小学校の児童を対象に実施します。	継続	毎年実施
交通安全に関する啓発	交通安全週間に交通安全に関する啓発を行います。特に、シートベルトの着用とチャイルドシートの使用を重点的にを行います。	継続	交通安全週間に街頭啓発や広報活動を実施
防犯設備の整備	夜間等の防犯防止と通行者の安全確保を図るため、防犯灯の整備を図ります。	継続	各区からの要望により整備
地域の連携による防犯活動	地域住民、行政、警察、消防など関係機関の連携による、子どもの安全を守る視点を考えたパトロール活動や広報、啓蒙活動を実施します。	継続	防犯組合や青少年健全育成推進協議会、PTAなどが連携してパトロールや啓発活動を実施
保育所・幼稚園・学校・地域・家庭の連携による危険箇所の把握	保育所・幼稚園・学校・地域・家庭の連携による危険箇所の把握と保護者会・PTAにより各家庭に危険箇所の周知を図ります。	継続	保護者会やPTAが危険箇所の把握と周知を実施

### (3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の解消と自立の支援に向けて、子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援を行います。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
ひとり親相談事業	家庭児童相談員・家庭教育相談員が、ひとり親家庭等からの相談や支援に対して保健師をはじめとした関係機関が連携し、さまざまな相談に応じるとともに、施策などの情報提供を行います。	継続	ひとり親家庭からの相談 229件
ひとり親家庭等児童 激励金	満18歳未満の児童に対して激励金を支給します。	継続	支給額 年額1万円 世帯83人
ひとり親家庭等医療 費特別給付金	18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他村長が認める施設に在学もしくはは在校中の者及びその児童を扶養している者を対象に、医療保険により支払った自己負担額を支給します。 18歳以下の児童については、平成30年8月から受給者証による現物給付化が始まりました。	継続	所得制限なし 4,296千円 (県・村)

## (4) 障がいのある子どもへの支援

子どもの健全な発達に向けて、障がいのある子どもの発達・障がいに応じた適切なリハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を深め、総合的な支援を進めます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
連携・情報共有による支援	保健、医療、福祉、教育など関係部署が連携し、総合的な相談・支援体制を整備するとともに、障がいの早期発見・療育、情報交換を進め、乳幼児期からの情報の共有により支援します。	継続	成育段階で必要な部署が対応
地域活動支援センター	満15歳以上の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)を原村図書館上の旧教員住宅を拠点として生活指導等を行っています。障がい者の日中の居場所となっています。 ※状態に応じて精神障がい児(者)も対象とする。	継続	利用者 6人 登録利用者 8人 (18歳未満利用なし)
副学籍による交流	将来にわたって地域で暮らしていく礎とするためにも特別支援学級と通常学級との交流をさらに深めるとともに、特別支援学校児童生徒との副学籍事業による交流及び共同学習の機会をさらに充実させます。	継続	1名 (小学校1名、中学校0名)
休日や放課後の生活の充実	原村養護学校学童クラブ 昼間保護者が家庭にいない諏訪養護学校に通う児童、生徒に対して放課後の生活の充実を図るため、3市町村(茅野市・富士見町・原村)の共同設置による運営で生活指導や健全育成を図ります。	継続	1名利用
	日中一時支援 家庭において一時的に介護ができない在宅心身障がい児者の介護を民間団体(事業者)等に委託します。	継続	4施設 延べ14人利用
	生活介護 常時介護が必要な人に対して、おもに日中に障がい者支援施設などで日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動のサービスを提供します。	継続	児童の利用なし
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	継続	児童の利用なし
日常生活用具給付等事業	特殊寝台等、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。	継続	児童の利用なし
重度心身障がい者福祉年金	重度障がい児(者)を在宅で6ヶ月以上介護している方に、介護慰労金として福祉年金を支給します。	継続	児童の支給なし

事業名	事業概要	方向性	現状
障がい者医療費特別給付金	身障手帳3級以上、療育手帳B1以上、精神保健福祉手帳2級以上の障がいのある児(者)を対象に、医療保険により支払った自己負担額を支給します。 満18歳以下の児童については、平成30年8月から受給者証による現物給付化が始まりました。	継続	所得制限なし (精神通院のみ 所得制限あり) 19,722千円 (県・村)
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援など、地域支援にも対応します。	継続	10人
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。	継続	6人
障害児相談支援	障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	継続	16人利用
放課後等ディサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	継続	6人利用
障がい者余暇活動事業	障がい者とその介護者のためのリフレッシュ事業として希望の旅を実施します。(社協への補助事業)	継続	未実施
親子レクリエーション	富士見町、(社)諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスと一緒に夏にバーベキュー、冬にクリスマス会を実施します。	継続	未実施
原村循環線及び通学通勤支援便運賃割引	障害者手帳提示者を対象に身体障がい者等運賃を設定します。(運行事業者に補助)	継続	標準運賃から 100円~200円 割引
障害児等通所通園事業補助	社会福祉施設への通所通園に要する交通費を補助し、障がい児等の福祉の向上を図ります。	継続	10人
母子通園訓練	保乳児期から幼児教育・保育・学校教育における一貫した療育支援体制の整備を図ります。3歳未満児の母子通園訓練実施に向けた検討を行います。	新規	実施に向けた 庁内検討を実施

## (5) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的負担の軽減に向けて、各種福祉施策の周知を図るとともに、子育てに関する経済的支援の継続に努めます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
子ども医療費特別給付金	(再掲) 8ページ 基本目標1の(3)参照		
ひとり親家庭等児童激励金	(再掲) 27ページ 基本目標5の(3)参照		
ひとり親家庭等医療費特別給付金	(再掲) 27ページ 基本目標5の(3)参照		
重度心身障がい者福祉年金	(再掲) 28ページ 基本目標5の(4)参照		
障がい者医療費特別給付金	(再掲) 29ページ 基本目標5の(4)参照		
世帯主医療費特別給付金	医療費及び療養費が高額療養費の支給基準を超えた世帯主を対象に、医療保険により支払った自己負担額を支給します。	継続	所得制限なし 2,357千円
奨学金事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高等学校及び高等専門学校の修学が困難な者に対し、就学を支援する。	継続	3人

## (6) いじめ防止の取組みの推進

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題です。いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするために、子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、いじめ問題に取り組めます。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
原村いじめ問題対策連絡協議会	村・教育委員会・学校・保護者・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに適切に対処するための対策を総合的かつ効果的に実施します。	継続	学校、保護者により発見連絡いただいた事案に対して学校関係者、保護者、村教育委員会で対応。



(1) 保護者と子どもの居場所づくりの推進

地域の身近な保育園や幼稚園をはじめ、図書館、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。また、地域や学校との連携を図り、子どもが主体的に活動できる地域活動を推進します。

(現状：令和4年度実績)

事業名	事業概要	方向性	現状
こども・子育て支援センター事業	(再掲) 61ページ 基本目標3の(1)参照	継続	
子育てサロン事業	(再掲) 61ページ 基本目標3の(1)参照	継続	毎週火・木・金曜日の図書館開館日に開催
放課後の子どもの居場所	放課後の子どもの望ましい居場所について、子ども・子育て支援センターの活用と併せて検討します。	継続	公営1ヶ所 登録者数224人 R5年度以降の在り方について検討
図書館事業	子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境を充実させるため、児童書と青少年向け図書の充実を図ります。あわせておたのしみ会やおはなし会などを開催し、親子が一緒に本に親しみながら触れ合える空間を提供します。	継続	予算の範囲内で計画的に購入 お楽しみ会7回 おはなし会等11回 園児への読み聞かせ13回
社会体育事業	社会体育館をはじめとする村内スポーツ施設で子どもたちも利用しやすい施設の充実や、少年スポーツ教室、社会体育館の無料開放の充実を図り、子どもから大人までが楽しみながら体力づくりや交流ができる場所を提供します。	継続	少年スポーツ教室25回 ファミリースポーツデー(毎月第二土曜日)
公民館地区館・分館の活用	各地域で行われる行事や地区子ども会活動の拠点施設としての活用を図り、親子の触れ合いや地域住民の交流を促進します。	継続	地区館・分館事業年6回
集いの場「おいでなし原宿」の活用	社会福祉協議会へ委託し、子ども服交換会やお話し会等を行い、親子が気軽に集まれる場所とします。また、高齢者等との触れ合いの場としても活用できるよう工夫していきます。	新規	子供服交換会を開催 併せて食糧支援

## 八ヶ岳風の子保育園の定員年齢区分の変更について

八ヶ岳風の子保育園より次の報告を受けています。

### 【報告内容】

八ヶ岳風の子保育園では、保護者から2歳児以降も継続した保育の要望が寄せられているため、今後3歳児以降の幼児保育の実施を検討しています。

令和6年度については、その経過措置として、定員20名は変更せずに年齢区分の変更を計画しています。

令和5年度の年齢区分	0歳児	定員6人
	1歳児	定員7人
	2歳児	定員7人

### 【令和5年12月22日時点案】

令和6年度の年齢区分	0歳児	定員4人	(令和5年度比)	△2人
	1歳児	定員6人	(	△1人)
	2歳児	定員5人	(	△2人)
	3歳児	定員5人		

### 【令和6年度について】

今後、育休退園に関する育を必要とする要件の見直しにより1歳児、2歳児の保育需要が高まる可能性があります。そのため、年齢区分については村及び八ヶ岳風の子保育園への申請状況により相互に調整を図る予定です。

## 保育を必要とする事由

- ・保護者（両親）いずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。
- ・保育を必要とする事由確認のため、事由に応じた書類を提出していただくことになります。詳細は「保育認定の申請に必要な書類一覧表（〇ページ）」をご覧ください。
- ・親族の方が保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

### 就労

1ヵ月あたり64時間以上労働することを常態（週4日以上）とし、常勤の他、パート・アルバイト、自営業（農業含む）、内職等の居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含みます。就労時間には残業時間は含みません。就労時間が少ない場合や新たに仕事を始める場合は契約内容を確認させていただく場合があります。

保育を必要とする理由が「就労」の方は、扶養の範囲内の収入であっても、必ず住民税の申告をしてください。その年間の収入が〈長野県最低賃金×64時間×12か月〉で計算された金額以下のとき、詳細な労働状況などを確認させていただく場合があります。就労は労働に見合った対価を給与又は報酬とし受けていることを基本とします。

◆入所できる期間…就労している期間

### 妊娠・出産

◆入所できる期間…産前6ヵ月間、産後3ヵ月間

### 保護者の疾病、障がい

疾病・・・医師の診断により治療に一定期間を要し、乳幼児保育不可能または入院している状態

障がい・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方

◆入所できる期間…療養等に必要と認められた期間

### 同居している親族の介護・看護

同居している親族（長期入院している親族含む）を常時介護又は看護している方

◆入所できる期間…介護・看護に必要と認められた期間

### 災害復旧

村が発行する罹災証明書を受けた災害の復旧を行う場合

◆入所できる期間…復旧に必要な期間

### 求職活動（起業準備を含む）

◆入所できる期間…ハローワークの証明日の翌月から3ヵ月間（延長不可）

起業準備は申出書の提出があった翌月から3ヵ月間（延長不可）

### 就学

保護者が専修学校、各種学校等の教育施設に在学中であること。職業訓練校等で職業訓練を受けていること

◆入所できる期間…保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間

### 虐待やDVのおそれがあること

原村要保護児童対策地域協議会等で支援が必要と認められた場合

## 【変更前】

### 育児休業取得時に、既に保育を利用していること

育児休業取得時に既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

◆入所できる期間…3歳以上児のみ育児休業期間 ※年齢は、令和6年4月1日時点での満年齢です。

**【変更後】**

**育児休業を取得していること**

入所児童以外の、保育施設未入所の児童についての育児休業であること

◆入所できる期間…育児休業期間

※定員が超過するときには、一時保育や私的契約等への移行を相談させていただきます。

その後の入所調整によりご希望に添えないこともあります。ご家庭で見守りができる場合は、家庭保育にご協力をお願いします。

**その他村長が認める事由**

上記の事由にあてはまらないが、村長が保育を必要とすると認める場合